令和6年度

PTA総会要項



令和6年4月27日(土) 宇美町立井野小学校

令和5年度井野小学校PTA年間活動報告

本会		
1学期	・入学式 ・委員総会 ・役員中理事会 ・PTA総会 ・運動会実行委員会 ・おやじの会校内美化作業(中止) ・役員会 ・PTAだより ・"新"家庭教育宣言 ・ちいきふれあい運動会 ・学校運営協議会	・講演会 ・町 P 常任委員会 ・町 P 連女性役員会 ・おやじの会デイキャンプ ・井野小フェスタ実行委員会 ・いきいきいのっこ実行委員会 ・いきいきいのっこ開校式 ・井野小校区コミュニティ会議 ・県P研修会・区P総会 ・ 区P指導者研修会
2 学期	・役員会・理事会 ・親子ふれあい運動 ・選考委員会 ・井野小フェスタ実行委員会 ・町 P 常任委員会 ・選考委員会 ・学校運営協議会 ・学力向上検証改善委員会 ・日本 P T A 九州プロック研究大会(佐賀)	・井野小フェスタ ・ほんげんぎょう実行委員会 ・いきいきいのっこ実行委員会 ・PTAだより ・井野小校区コミュニティ会議 ・町P協同事業講演会(森保一氏)
3 学期	・ほんげんぎょう・入学説明会・役員会・理事会・新旧役員顔合わせ会・PTAだより・学校運営協議会・町P連常任委員会	・選考委員会 ・宇美町学校教育推進協議会 ・宇美町の教育の未来を考える会 ・見守り隊の方へ感謝を伝える会/安全に関する交流会 ・いきいきいのっこ閉校式 ・井野小校区コミュニティ会議 ・卒業式

学年学級		生活向上	
1学期	・委員会 ・井野小フェスタ実行委 ・講演会 員会 ・学年だより発行	1学期	・委員会 ・井野小フェスタ実行委員会 ・webベルマーク便り発行
2 学期	・委員会 ・井野小フェスタ実行委員会 ・井野小フェスタ	2学期	・井野小フェスタ実行委員会・学校保健委員会・井野小フェスタ・ベルマーク、インクカートリッジ回収/集計/発送
3 学期	・学年集会/次年度委員決 ・謝恩会(6学年) め(1~5学年) ・学年だより発行 ・委員会 ・反省会	3 学期	・委員会 ・ベルマーク便り発行

地域		広報		
1学期	・地域委員会 ・地域集会 ・井野小フェスタ実行委員会	1 学期	・PTA総会撮影 ・学習参観撮影 ・本会メンバー撮影	・広報誌98号発行 ・デイキャンプ撮影(夏 休み期間)
2 学期	・井野小フェスタ実行委員会・選考委員会・井野小フェスタ	_ , ,,,	・委員会 ・運動会撮影	
			・学習参観撮影 ・委員会	
3 学期	・地域委員会 ・見守り隊の方へ感謝を ・反省会 伝える会/安全に関する交 ・新旧引継ぎ会 流会 ・選考委員会	2 学期	・井野小フェスタ撮影 ・広報誌99号発行	
			・ほんげんぎょう撮影・委員会	
通年	・安全パトロール ・公民館学習お手伝い(夏休み期間) ・ストップマークの状況確認、はがす作業(5~12月)	3学期	・6年生謝恩会撮影・反省会・広報誌100号発行	

令和5年度 井野小学校PTA会計決算書

1. (収入の部)

(▲:減 単位:円)

Name and Advantages and Advantage and Advantages and Advantage and Advantages and Advantage and Advantage and Advantage and Advantage and Advantage and Adva				(=: #x + tz:17)
費目	令和5年度予算額	令和5年度決算額	差 異	内 容
1. 前年度繰越金	681,240	681,240	0	令和5年度からの繰越金
2. 会費	817,200	815,250	▲ 1,950	会 員(一世帯当たり300円/月)
3. 町補助金	150,000	150,000	0	町P連補助金
4. 雑収入	20,000	9,600	▲ 10,400	利息及び県PTA連合会制度運営費
合 計	1,668,440	1,656,090	▲ 12,350	

2. (支出の部)

		費目		令和5年度予算額	令和5年度決算額	差 異	内 容
1.	運	営 費		820,000	470,051	349,949	
	事	務	費	120,000	72,863	47,137	用紙代・プリンターインク等事務消耗品
	会	議	費	130,000	121,004	8,996	役員会·実行理事会
	涉	外	費	70,000	70,000	0	会長·役員渉外費
	旅	•	費	240,000	69,705	170,295	各種研修会参加·九P大会(開催地:佐賀)
	負	担担	金	160,000	47,830	112,170	町·地区·県P負担金 小P連総会負担金
	弔	慰	金	30,000	37,550	▲ 7,550	
	記	念品	費	70,000	51,099	18,901	退任役員及び転退職員記念品・卒業記念品
2.	活	動 費		755,000	356,055	398,945	
	研	修	費	130,000	25,000	105,000	県P新聞代·町P連総会·九P大会参加費
	地	域委員会	費	30,000	29,960	40	委員会活動費、地域集会、交流会
	生	活向上委員会	養	50,000	11,484	38,516	委員会活動費・ベルマーク送料
	広	報委員会	費	40,000	27,373	12,627	広報誌発行費・委員会活動費
	学	年学級委員会	費	150,000	27,712	122,288	講演会費・各学年学級活動費
	学	校行事	費	200,000	165,142	34,858	運動会・フェスタ用品代等
	保	険 加 入	金	35,000	26,560	8,440	PTA災害補償掛金
	学	校環境美化	費	20,000	0	20,000	
	安	全 対 策	費	100,000	42,824	57,176	あいさつ届け隊名札用紙等・安全マップ
3	予	備費		93,440	0	93,440	
4. !	見重	董還元費			151,904	▲ 151,904	井野小フェスタ500円チケット、のぼり旗
		合 計		1,668,440	978,010	690,430	

3. 差 引

収入合計 支出合計 差引残高

1,656,090円 - 978,010円 = 678,080円 (次年度に繰越)

会計監査報告書

1. 監査実施日 令和6年4月9日

2. 実施場所 井野小学校 CSルーム

厳正に監査した結果、会計帳簿は整備され、処理は適正に行われていたことを報告します。

令和6年4月9日

会計監事 作藤荚美 篇



令和5年度 PTAバザー会計決算報告書

1. 収入の部 538,068 円 • 前年度繰越 538,066 円 ・ フェスタ収益金 0 円 • 預金利息 2 円 2.支出の部 0 円 フェスタ謝礼金 0 円 · 写真販売経費 0 円 • 卒業記念品 0 円

3.差引残高

538,068 円

残高は、令和6年度PTAバザー会計へ繰越いたします。

令和6年4月9日

井野小学校PTA会長 服部 蒼朗



監査報告

令和6年4月9日、井野小学校CSルームにおいて令和5年度PTAバザー会計の監査をいたしました。

預金通帳・出納簿・領収証等を照合した結果、適正に処理されていたことを報告します。

令和6年4月9日

会計監事

佐藤英美



会計監事 篠田 水紀



令和5年度 校友会 会計報告

1	収入	143,754 円
	O 前年度繰越金	106,254 円
	O 会費 職員分	2,400 円
	O 会費 児童分	35,100 円
2	支出	21,630 円
	〇 転出児童返金	30 円
	○ 香典(3件)	
		15,000 円
	○離任者花束(R5年度)	6,600 円

残高 122,124 円 3

上記の通り、相違ないことを報告いたします。 なお,残金につきましては,次年度に繰り越しさせて頂きます。

> 令和6年3月31日 宇美町立井野小学校 校友会担当 矢ヶ部 美紀



監査の結果、上記の通り本目違ないことを認めます。 2024/4/9

PTA監查員 佐藤英美藤 PTA監查員 篠田 水紀營

令和6年度井野小学校PTA年間活動(案)

本会		
1 学期	 ・入学式 ・委員総会 ・役員会・理事会 ・PTA総会(web) ・運動会実行委員会 ・おやじの会校内美化作業 ・PTAだより ・ちいきふれあい運動会 ・学校運営協議会 	 ・町 P 常任委員会 ・町 P 連女性役員会 ・おやじの会デイキャンプ ・井野小秋祭り実行委員会 ・いきいきいのっこ実行委員会 ・いきいきいのっこ開校式 ・井野小校区コミュニティ会議 ・県P研修会・区P総会 ・区P指導者研修会
2 学期	・役員会・理事会 ・親子ふれあい運動 ・選考委員会 ・井野小秋祭り実行委員会 ・町 P 常任委員会 ・選考委員会 ・学校運営協議会 ・学力向上検証改善委員会 ・日本 P T A 九州ブロック研究大会(長崎)	・井野小秋祭り ・ほんげんぎょう実行委員会 ・いきいきいのっこ実行委員会 ・PTAだより ・井野小校区コミュニティ会議
3 学期	 ・ほんげんぎょう ・入学説明会 ・役員会・理事会 ・新旧役員顔合わせ会 ・PTAだより ・学校運営協議会 ・町P連常任委員会 	・宇美町学校教育推進協議会 ・宇美町の教育の未来を考える会 ・見守り隊の方へ感謝を伝える会/安全に関する交流会 ・いきいきいのっこ閉校式 ・井野小校区コミュニティ会議 ・卒業式

学年学級		生活向上	
1学期	・委員会 ・学年だより発行 1学期 ・井野小秋祭り実行委員会		・委員会 ・webベルマークだより発行 ・井野小秋祭り実行委員会 ・学校保健委員会
・委員会 ・井野小秋祭り実行委員会			JANKARA
2 学期			・井野小秋祭り実行委員会 ・学校保健委員会・井野小秋祭り・委員会 ・ベルマークだより発行・ベルマーク回収 ・ベルマーク・カートリッジ・テトラパック集計・発送
・学年集会/次年度委員決 ・学年だより発行			A C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
3 学期	め (1~5 学年) ・ 反省会		・反省会 ・委員会 ・委員会だより発行

地域		広報		
1 学期	・地域委員会 ・井野小秋祭り実行委員会	・委員会 休み期間)・運動会撮影・学習参観撮影		・デイキャンプ撮影(夏 休み期間)
2 学期	・井野小秋祭り実行委員会 ・選考委員会 ・井野小秋祭り		・広報誌発行 ・学習参観撮影	
3 学期	・地域委員会 ・見守り隊の方へ感謝を ・選考委員会 伝える会/安全に関する交流会	2 学期	・	
	・新旧引継ぎ会		・委員会 ・ほんげんぎょう撮影	・反省会 ・広報誌発行
通年	・安全パトロール ・公民館学習お手伝い(夏休み期間) ・子ども110番看板新規設置、継続確認、看板劣化、交 換作業(7月~12月)	3 学期	・学習参観撮影・6年生謝恩会撮影・6年生写真撮影	

令和6年度 井野小学校PTA会計予算(案)

(収入の部)

(△:減 単位:円)

費目	令和5年度予算額	令和6年度予算額	増減	内 容
1. 前年度繰越金	681,240	678,080	△ 3,160	令和5年度からの繰越金
2. 会費	817,200	820,800	3,600	会 員(300円×228×12ヶ月)
3. 町補助金	150,000	150,000		町P連補助金·町P安全対策費
4. 雑収入	20,000	20,000		利息及び県PTA連合会制度運営費
合 計	1,668,440	1,668,880	440	

(支出の部)

	j	費目		令和5年度予算額	令和6年度予算額	増減	内 容
	事	事 務 費		120,000	220,000	100,000	用紙・プリンターインク・事務用品消耗品・パソコン購入予定
	会	議	費	130,000	180,000	50,000	役員会·実行理事会
	渉	外	費	70,000	70,000		会長·役員渉外費
運営費	旅		費	240,000	180,000	△ 60,000	各種研修会参加·九P大会(開催地:長崎)
貴	負	担	金	160,000	70,000	△ 90,000	町·地区·県P負担金 小P連総会負担金
	弔	慰	金	30,000	30,000		
	記	念 品	費	70,000	70,000		退任役員及び転退職員記念品・卒業記念品
	小		計	820,000	820,000		
	研	修	費	130,000	80,000	△ 50,000	県P新聞代・町P連総会・九P大会参加費
	地 域	委 員	会 費	30,000	80,000	50,000	委員会活動費·交流会
	生活向]上委	員会費	50,000	50,000		委員会活動費・ベルマーク送料
	広 報	委 員	会 費	40,000	40,000		広報誌発行費・委員会活動費
活動	学年学	单級 委	員会費	150,000	100,000	△ 50,000	各学年学級活動費
	学 校	行	事費	200,000	280,000	80,000	運動会・秋祭り
	保険	מל	入 金	35,000	35,000		PTA災害補償掛金
	学 校 :	環境	美化費	20,000	20,000		
	安全	対	策費	100,000	100,000		あいさつ届け隊名札用紙等・安全マップ・110番看板
	小		計	755,000	785,000	30,000	
	予	備費		93,440	63,880	△ 29,560	
	合	ā	t	1,668,440	1,668,880	440	

令和6年度 井野小学校 PTA 方針(案)

井野小PTAが目指す子ども像

- 優しさや、思いやりの気持ちを持った自尊感情の高い子ども
- コミュニケーション能力が豊かな子ども
- 基本的生活習慣を身につけた規範意識の高い子ども
- 学ぶ意欲が高い子ども
- ふるさとを大切に思う子ども

学校・家庭・地域の三者が協力し合って子どもたちを育成していくことが、井野小学校の経営 方針の要となっております。

井野小学校 PTA が目指す子ども像実現に向けて、PTA のスローガンを決定しました。

井野小学校 PTA スローガン

みんなが主役!

はばたけ未来へ 輝けいのっこ

ひとりひとりの個性を大切に、明るい未来へ羽ばたいてほしいという願いを込めました。新しい生活様式を取り入れつつ、時代の変化にあった PTA を模索し、PTA 活動を通して子どもたちの笑顔を守っていきたい、と考えます。

本年度は以下の4点を目標として取り組みます。

1. 家庭教育の充実

基本的な生活習慣を身につけさせる 温もりのある家庭環境)

2. 共に学ぶ PTA 活動の推進

子どもを育む「より良い環境づくり」に努める。 子どもと共に学び「子どものやる気」をサポートする。

3. 地域と連携した子育で活動の推進

地域の人と連携し、子どもの安全、安心を守る。 地域の活動に進んで参加する。

4. 地域の方との交流

地域の方々との交流を通じ、子どもたちの見守りなどへの感謝を伝える。

具体的活動内容

・県P連主催の「"新"家庭教育宣言」または「親子ふれあい運動」どちらかに参加

「基本的生活習慣の確立」・「親子のコミュニケーションを深める」・「親子で挨拶」・「自主学習の確立」等を目指す。

• 一人一役サポート制度の改善強化

保護者が活動しやすい一人一役サポート制度を目指し、活動する項目や時間を見直すと共に、 専門委員会の委員数減や統廃合による活動の問題点を整理する。

• 各専門委員会活動の充実

兴年兴级 委员会	*必要に応じて学年だよりを発行する
学年学級委員会 	*年度末に学年集会を開催する(次年度委員決め)
	*学校保健委員会に参加する
生活向上委員会 	*ベルマーク活動の補助
ナギョン	*PTA 広報誌「井野小だより」を定期的に発行し、保護者への情報
広報委員会 	提供を行う。
地域委員会	*地域の方とのコミュニケーションを深めるパイプ役となる。
地以女貝云	*交通指導の際のあいさつ運動。

• 関係機関との連携強化

「学校運営協議会」及び「いきいきいのっこ子ども教室」や「おやじの会」の活動に積極的に協力する。

会則改正について

改正前

- 第2章 役員及び委員
 - 第10条 (役員及び監査委員の任期)
 - 1 役員の任期は1年とします。ただし再任はさまたげません。
 - 2 監査委員の任期は1年に限るものとします。

第14条 (会 議)

- 5 専門委員会
 - (4) 各専門委員は、次により選出します。

イ 学年学級委員会 → 各学年より3名選出し、学年より1名を学年学級委員長、 1名をフェスタ、1名を講演会とします。

改正後

- 第2章 役員及び委員
 - 第10条 (役員及び監査委員の任期)
 - 1役員の任期は2年とし、毎年9月に意向確認を行う。ただし再任はさまたげません。
 - 2 役員を 2 年経験した者は、その家庭の末子が本校を卒業するまで委員経験を免除とする。 またこれまでの役員経験者も対象とします。(2 巡目以降も)
 - 3 役員が任期中退任したとき、会長が必要と認めた場合は、人事の補充を行うことが出来る。 その際、退任者の出身地域に限らない。 (ただし、実行理事会での承認が必要)
 - 4 監査委員の任期は1年に限るものとします。

第14条 (会 議)

- 5 専門委員会
 - (4) 各専門委員は、次により選出します。

イ 学年学級委員会 → 各学年より3名選出し、学年より1名を学年学級委員長、 2名をフェスタ担当とします。

改正前

- 第2章 役員及び委員
 - 第7条 (役員及び監査委員) 本会に次の役員及び監査委員を置きます。
 - 1 会 長 1 名
 - 2 副 会 長 4名
 - 3 会 計 3名 (内 P 2 名 · T 1 名)
 - 4 書 記 3名 (内 P 2 名 · T 1 名)
 - 5 会計監査委員 2名
 - 6 なお、会長が必要と認めた場合は、役員数と役職数の変更を行うことが出来る。 (ただし、実行理事会での承認が必要)

改正後

- 第2章 役員及び委員
 - 第7条 (役員及び監査委員) 本会に次の役員及び監査委員を置きます。
 - 1 会 長 1 名
 - 2 副 会 長 3名(令和6年度のみ4名→3名)
 - 3 会 計 3名 (内 P 2 名 · T 1 名)
 - 4 書 記 3名 (内 P 2 名 · T 1 名)
 - 5 会計監査委員 2名
 - 6 なお、会長が必要と認めた場合は、役員数と役職数の変更を行うことが出来る。 (ただし、実行理事会での承認が必要)

改正前

- 第3章機関及び会議
- 第14条 (会 議)
 - (5) 専門委員は、次の事業をします。
 - イ 学年学級委員会 → 学級集会・講演会 (その他) などを開き児童教育についての 教養を高め、会員相互の融和を図ります。

改正後

- 第3章 機関及び会議
- 第14条 (会 議)
 - (5) 専門委員は、次の事業をします。
 - イ 学年学級委員会 → **学級集会(その他)** などを開き児童教育についての教養を高め、会員相互の融和を図ります。

井野小学校PTA会則

- 第1章 総 則
 - 第1条 (名 称)この会は、井野小学校 PTA と呼び、事務局を井野小学校におきます。
 - 第2条 (目 的)この会は、「児童の幸福と健全な成長」を図ることを目的とします。
 - 第3条 (活動) この会は、前条の目的を達成するため会員の積極的な協力を得て、次の活動を します。
 - 1 会員の教養を高め、相互理解と連帯性を深めるための研修をします。
 - 2 地域、社会においての、教育環境の改善、充実に努めます。
 - 3 よい父、母、よい教師となるよう努めます。
 - 4 その他、目的のために必要な事項とします。
 - 第 4 条 (方 針) この会は、教育を本旨とする自主的、民主的団体として次の方針にしたがって 活動します。
 - 1 公の支配に属することなく、特定の宗教、宗派にかたよらず営利を目的としません。
 - 2 特定の政党の支持、反対等の政治的な活動はしません。
 - 3 児童の福祉向上のための活動をします。
 - 第5条 (会員の資格) この会は、次のとおりとします。
 - 1 本校に在籍する児童の父、母、または保護者。
 - 2 本校の教職員。
 - 3 本校の通学区に居住し、総会により承認されたもの。
 - 第6条 (権利と義務)会員はすべて平等の権利と義務を持ちます。
 - 1 会員は会則を守り、本会の活動に積極的に参加し、運営についての意見を述べることができます。
 - 2 会員は、定められた会費を納めます。
- 第2章 役員及び委員
 - 第7条 (役員及び監査委員) 本会に次の役員及び監査委員を置きます。
 - 1 会 長 1 名
 - 2 副 会 長 3名(令和6年度のみ4名→3名)
 - 3 会 計 3名 (内 P 2 名 · T 1 名)
 - 4 書 記 3名 (内 P 2 名 · T 1 名)
 - 5 会計監查委員 2名
 - 6 なお、会長が必要と認めた場合は、役員数と役職数の変更を行うことが出来る。 (ただし、実行理事会での承認が必要)
 - 第8条 (役員及び監査委員の任務)役員及び監査委員には、次の任務があります。
 - 1 会長は、会務を統括し会合を主宰し、会を代表します。
 - 2 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合これを代行します。
 - 3 会計は、会長の指示により、本会経理の収支事務を処理します。

- 4 会計は、年度末に会計監査を受け、決算書を総会に提出します。
- 5 書記は、会長の指示により、本会の会務を処理します。
- 6 監査委員は、会計監査を行い、総会で会員に報告します。
- 第9条 (役員及び監査委員の選出)役員及び監査委員は、次の方法で選出します。
 - 1 役員及び監査委員は、地域代表と学校代表によって構成された役員選考委員会において選出し、委員総会を経て総会で承認を得ます。
- 第10条 (役員及び監査委員の任期)
 - 1 役員の任期は2年とし、毎年9月に意向確認を行う。ただし再任はさまたげません。
 - 2 役員を 2 年経験した者は、その家庭の末子が本校を卒業するまで委員経験を免除とする。 また、これまでの役員経験者も対象とします。(2巡目以降も)
 - 3 役員が任期中退任したとき、会長が必要と認めた場合は、人事の補充を行うことが出来る。 その際、退任者の出身地域に限らない。(ただし、実行理事会での承認が必要)
 - 4 監査委員の任期は1年に限るものとします。
- 第11条 (委員)本会に若干の委員をおきます。
 - 1 各地域より選出された委員とします。
 - 2 各学級より選出された委員とします。
- 第12条 (委員の任務及び任期)委員の任務及び任期は、次のとおりとします。
 - 1 委員は本会の各専門委員会に属し、その運営にあたります。
 - 2 委員の任期は1年とします。ただし再任はさまたげません。
 - 3 委員が任期中退任したときは、後任はその選出母体で選出します。

第3章 機関及び会議

- 第 13 条 (機 関) この会に次の機関をおきます。
 - 1 総 会
 - 2 委 員 総 会
 - 3 役 員 会
 - 4 実 行 理 事 会
 - 5 専門委員会
 - 6監查委員会
 - 7 役員選考委員会

第14条 (会 議)

- 1 総 会
 - (1) 総会は本会の最高議決機関であって、会長がこれを招集します。
 - (2) 定期総会は年1回とし、年度当初に開きます。
 - (3) 臨時総会は会員の3分の1以上の要請があったとき、開かねばなりません。 また、会長が必要と認めたときは開くことができます。
 - (4) 総会は、会員の3分の1以上の出席により成立します。

ただし、委任状は出席とみなします。

- (5) 議決は、出席者の過半数とし会則改正については3分の2以上の同意を必要とします。
- (6) 総会では次のことを審議します。
 - イ 事業報告ならびに決算の承認
 - ロ 事業計画ならびに予算の決定
 - ハ 会則改正に関する承認
 - ニ 役員及び監査委員の承認
 - ホ その他重要案件

2 委員総会

- (1) 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であって会長がこれを招集します。
- (2) 委員総会は、委員によって構成します。
- (3) 委員総会では、役員後任者(次年度の役員)の承認及びその他必要な事項について審議します。
- (4) 議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。

3 役 員 会

- (1) 役員会は、会の組織運営の基本となる事項を審議します。
- (2) その他、必要事項についての審議。

4 実行理事会

- (1) 実行理事会は、役員及び各学年学級委員長と各専門委員会(生活向上・広報・地域)の正副委員長、校長、教頭、教務主任並びに各委員会所属の教師代表をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集します。
- (2) 総会において議決された事項並びに委任された案件の審議と執行。
- (3) 各専門委員会相互の連絡調整。
- (4) 各専門委員会の立案した計画の承認。
- (5) その他、必要事項。

5 専門委員会

- (1) 本会に次の専門委員会をおきます。
 - イ 学年学級委員会 ロ 生活向上委員会 ハ 広報委員会 ニ 地域委員会
- (2) 各専門委員会に正副委員長を各1名おきます。
- (3) 正副委員長は委員の互選とします。
- (4) 各専門委員は、次により選出します。
 - イ 学年学級委員会 → 各学年より3名選出し、学年より1名を学年学級委員長、 2名をフェスタ担当とします。
 - ロ 生活向上委員会 → 各学年より 2 名選出された委員により構成します。
 - ハ 広 報 委 員 会 → 各学年より1名選出された委員により構成します。
 - 二 地 域 委 員 会 → 各地域より選出された委員により構成します。

井 野 4名 平 成 5名

ひばりが丘3名ひばりが丘3名ひばりが丘三3名計18名

(世帯数 20 世帯以下は委員 2 名、50 世帯以上は委員 4 名、

80世帯を超える場合は、10世帯につき1名増員)

- へ なお、会長が必要と認めた場合は、委員数の変更を行うことが出来る。 (ただし、実行理事会での承認が必要)
- (5) 専門委員は、次の事業をします。
 - イ 学年学級委員会 → 学級集会 (その他) などを開き児童教育についての教養を高め、会員相互の融和を図ります。
 - ロ 生活向上委員会 → 会員の学習活動に役立てる研修会(その他)などを開催し、 自らの知識と教養を高め、児童の保健、厚生、生活環境に関することを担当しま す。
 - ハ 広 報 委 員 会 → 学校と家庭を結ぶ新聞(その他)を編集発行します。
 - ニ 地 域 委 員 会 → 児童の校外における安全と、生活指導を担当し研修します。

6 監查委員会

- (1) 年度末の決算終了後、監査委員は会計監査を行ないます。
- (2) 定期総会において、監査報告をします。

7 役員選考委員会

(1) 委員の選出は次のとおりとします。

ア 地域代表 → 各地域より選出

井野4名平成5名ひばりが丘一3名ひばりが丘二3名

イ 学校代表 → 教職員会員より代表 1名

- (2) 委員互選により、正副委員長をおきます。
- (3) 会議は委員長により招集されます。ただし第1回の委員会は会長が招集します。
- (4) 委員は、協議内容についての守秘義務があります。

第4章 会計

- 第 15 条 会費は 1 世帯につき 1 月に 300 円とします。
- 第16条 本会の経費は、会費・事業収入・寄付金をもって支弁します。

ただし、特定の個人または団体からの援助の故をもって、いかなる性質の義務を負うも のではありません。

第17条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了します。

第5章 会則の改正

第18条 この会則は、総会の議決を経て改正することができます。

細則

- 1 井野小学校 P T A 慶弔規定は、次のとおりとします。
 - (1) 目 的

PTA会員相互扶助と親善の情を深くするため、本規定を定めます。

- (2) 慶弔規定の内容
 - ① 会員の場合
 - ア 役員辞任の場合
 - ・感謝状を贈ります。(記念品を添えます)
 - イ 委員辞任の場合
 - ・連続3ヶ年以上務めた者に感謝状を贈ります。(記念品を添えます)
 - ウ 会員死亡の場合
 - ・香華料 5,000 円、献花、代表で会葬
 - •初 盆 3,000 円
 - エ 役員・委員が長期にわたる病気の場合
 - ・協議の上処置します。
 - ② 教職員の場合
 - ア 転退職の場合
 - ・記念品を贈ります。
 - イ 長期にわたる病気の場合
 - ・見舞金5,000円、ただし緊急の場合は協議の上処置します。
 - ウ 死亡の場合
 - ・香華料 5,000 円、献花、代表で会葬
 - •初 盆 3,000 円
 - ③ 児童の場合
 - ア 死亡の場合
 - ・香華料 5,000 円、献花、代表で会葬
 - •初 盆3,000円
 - ④ その他の場合、協議の上処置します。

上記に定めない事項で、近隣校および特に本会と密接な関係機関で発生した慶弔事項なら びにその他の実行委員会で必要と認めた事項については協議の上慶弔金を支出します。

細則

// 144	37.7
この会則は、	平成4年5月9日より発効します。
この会則は、	平成5年5月1日より発効します。
この会則は、	平成7年4月30日より発効します。
この会則は、	平成9年4月27日より発効します。
この会則は、	平成 12 年 4 月 30 日より発効します。
この会則は、	平成 15 年 4 月 25 日より発効します。
この会則は、	平成 18 年 4 月 28 日より発効します。
この会則は、	平成19年4月1日より発効します。
この会則は、	平成20年4月26日より発効します。
この会則は、	平成22年4月24日より発効します。
この会則は、	平成23年4月23日より発効します。
この会則は、	平成 26 年 4 月 26 日より発効します。
この会則は、	平成28年4月23日より発効します。
この会則は、	平成29年4月22日より発効します。
この会則は、	平成30年4月21日より発効します。
この会則は、	平成31年4月20日より発効します。
この会則は、	令和2年4月20日より発効します。
この会則は、	令和4年4月28日より発効します。
この会則は、	令和6年5月2日より発効します。
	こここここここここここここここことののののののののののののののののののののの

令和6年度井野小学校 PTA 組織図

